

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構役員給与規則

平成 1 6 年 4 月 1 日

規則第 4 1 号

最終改正 平成 3 1 年 1 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 5 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の機構長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与の支給について定めることを目的とする。

(役員の給与)

第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については、本給、都市手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

(給与の計算期間及び支給日)

第 3 条 前条に規定する常勤の役員の給与の計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算	給与支給日
本給 都市手当 通勤手当 単身赴任手当	一の月の初日から末日まで	その月の 1 7 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、1 5 日（1 5 日が休日に当たるときは、1 8 日）、その日が土曜日に当たるときは、1 6 日）
期末特別手当		6 月 3 0 日及び 1 2 月 1 0 日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

(本給)

第 4 条 常勤役員の本給は、次の表に定める号給による本給月額とする。

号給	本給月額
1	7 0 6 , 0 0 0 円
2	7 6 1 , 0 0 0 円
3	8 1 8 , 0 0 0 円
4	8 9 5 , 0 0 0 円
5	9 6 5 , 0 0 0 円
6	1 , 0 3 5 , 0 0 0 円
7	1 , 1 0 7 , 0 0 0 円
8	1 , 1 7 5 , 0 0 0 円

2 常勤の役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で機構長が決定する。

一 機構長 4号給以上

二 理事 1号給以上4号給以内

3 機構長は、理事の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合は、前項第2号の範囲を越えて号給を決定することができる。

(都市手当)

第5条 都市手当の月額は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号。以下「職員給与規則」という。）第24条の規定を常勤の役員に適用して得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第26条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規則第26条第2項に規定する額とする。

(単身赴任手当)

第7条 単身赴任手当は、職員給与規則第27条第1項に規定する支給要件に該当する常勤の役員に支給する。

2 単身赴任手当の月額は、職員給与規則第27条第2項に規定する額とする。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給及び都市手当の月額並びに本給に100分の25を乗じて得た額並びに本給及び都市手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を基礎として、100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学大臣が行う業績評価の結果を参考にして、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、期末特別手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある役員については、これを不支給又は一時差止とする。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当月額は、次の表に掲げるとおりとする。

役員の種類	手当月額
監 事	120,000円

- 2 第3条の規定は、非常勤役員手当の支給日について準用する。この場合において、第3条中「本給」とあるのは「非常勤役員手当」と読み替えるものとする。

(月の途中で就任又は退職した場合の給与)

第10条 新たに常勤の役員となった者には、その日から本給を支給する。

- 2 常勤の役員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの本給を支給する。

- 3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの本給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により、本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成16年規則第44号）第14条第1項に規定する職員に対する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の給与は、当月分の給与月額的全額を支給する。

- 5 前4項の規定は、都市手当及び非常勤役員手当の支給について準用する。

(給与の支払方法)

第11条 役員の給与は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員が給与の全部又は一部につき、自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

第12条 この規則により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に必要な事項)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成 17 年 11 月 29 日）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第 8 条の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - 一 平成 17 年 4 月 1 日において役員が受けるべき本給、都市手当及び単身赴任手当（職員給与規則第 27 条第 2 項の規定により加算した額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同年 4 月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - 二 平成 17 年 6 月に支給された期末特別手当の額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額
- 3 前項第 1 号の基礎額又は同項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 切替日の前日において改正前の第 4 条に掲げる表の適用を受けていた役員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第 1 の新号給欄に定める号給とする。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 3 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる役員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。
 - 一 切替日の前日から引き続き第 4 条に掲げる表（以下「役員本給表」という。）の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員（別に定める役員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
 - 二 切替日の前日から引き続き役員本給表の適用を受ける役員（前号に規定する役員を除く。）について、同号の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、同号の規定に準じて、本給を支給する。
 - 三 切替日以降に新たに役員本給表の適用を受けることとなった役員について、任命の

事情等を考慮して前２号の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、別に定めるところにより、前２号の規定に準じて、本給を支給する。

附則別表第１ 第４条に掲げる表の適用を受ける職員の号給の切替表（附則第２項関係）

旧号給	新号給
１から４まで	１
５	２
６	３
７	４
８	５
９	６
１０	７
１１	８

附 則（平成２１年６月１７日）

この規則は、平成２１年６月１７日に施行し、同月１日から適用する。

附 則（平成２１年１１月３０日）

（施行期日）

- １ この規則は、平成２１年１２月１日から施行する。
（平成２１年１２月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- ２ 平成２１年１２月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第８条の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - 一 平成２１年４月１日において役員が受けるべき本給、都市手当及び単身赴任手当（職員給与規則第２７条第２項の規定により加算した額を除く。）の月額合計額に１００分の０．２４を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月からこの規則の施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
 - 二 平成２１年６月に支給された期末特別手当の額に１００分の０．２４を乗じて得た額
- ３ 前項第１号の基礎額又は同項第２号に掲げる額に１円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成２２年２月２４日）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年１２月１日）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
(平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。
- 3 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第8条（前項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - 一 平成22年4月1日（同月2日以後に新たに役員となった者にあつては新たに役員となった日）において役員が受けるべき本給、都市手当及び単身赴任手当（職員給与規則第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成22年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
- 4 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成24年3月1日）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年3月1日から施行する。
(平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、第8条の規定により得た額（以下「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。
 - 一 平成23年4月1日において役員が受けるべき本給、都市手当及び単身赴任手当（独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員給与規則（平成16年規則第42号）第27条第2項の規定により加算した額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（以下「基礎額」という。）に、同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - 二 平成23年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額及び同年12月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額
- 3 前項第1号の基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 26 年 11 月 28 日）

この規則は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 26 日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

- 2 本給の切替えに伴う次の各号に掲げる役員の本給の支給に当たっては、当該各号に定めるところによるものとする。

一 切替日の前日から引き続き第 4 条に掲げる表（以下「役員本給表」という。）の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員（別に定める役員を除く。）には、平成 30 年 3 月 31 日までの間（切り替え日の前日から最初に到来する任期の満了日（以下「任期満了日」という。）が先に到来する場合は、任期満了日までの間）、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

二 （削除）

三 （削除）

附 則（平成 27 年 11 月 30 日）

この規則は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 8 日）

この規則は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

ただし、改正後の第 4 条及び第 8 条は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 8 日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

（平成 28 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成 28 年 12 月に支給する期末特別手当に関する改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構役員給与規則（平成 16 年規則第 41 号）第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100 分の 170」とあるのは「100 分の 175」とする。

附 則（平成 30 年 1 月 1 日）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（平成 29 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構役員給与規則（平成16年規則第41号）第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（平成31年1月1日）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
（平成30年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構役員給与規則（平成16年規則第41号）第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。